

1 評価機関

2 受審事業者情報

(2) サービス内容

[illegible]

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	13	8	21	
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	17	0	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	3		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	入所に関しては流山市役所、子ども家庭部保育課（入所係） その他、延長保育土曜利用などは園へ直接		
申請窓口開設時間	8：30～19：30		
申請時注意事項	重要事項説明書に準ずる		
サービス決定までの時間			
入所相談	随時		
利用代金	重要事項説明書に準ずる		
食事代金	重要事項説明書に準ずる		
苦情対応	窓口設置	主任・園長	
	第三者委員の設置	有り	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	【理念】 いい人生につながる教育を、ここから 自分自身の力で、未来を創造する子どもたちを育む 【方針】 一人ひとりの「やりたい」を大切にする。 【運営方針】 ○子どもたちの「やりたい」を引き出し 子どもたちの「やりたい」を受けとめ 子どもたちの「やりたい」をかたちにする ○子どもたちに寄り添い、見守ること ○絵本で子どもたちの「きらめき」を育む
特 徴	子どもの「意欲」「関心」「興味」を引き出し、受け止めそして活動（形）として体験・経験することでの「」や「」を得る中で育つ自己肯定感。これを土台に、「健康」「人間関係」「環境」「言語」「表現」の5領域を基に、子どもの活動を通して総合発育を目指すことを基本とし、個々の発達過程に合わせた保育を実施いたします。 そして、幼児期に大切なことは、生活習慣の基礎をしっかりと身につけることです。さらに、自立心を養い、自主性が育つよう心掛け、遊びを中心とする保育の中で子ども達が心身共に伸び伸びと活動できる環境を作り、満たされた一日を過ごせるよう日々研鑽して参ります。
利用（希望）者 へのPR	森のまちはやて保育園は、アットホームな雰囲気の中で、子どもたち一人ひとりの個性を大切にしたい保育を行っています。定員60名という中規模の保育園ですが、さらに少人数グループでの活動を採用しているため、保育士と子どもたちの距離が近く、丁寧なサポートが可能です。 乳児クラスでは少人数保育を基本に、安心できる環境でお子さまの成長を見守ります。お子さまのペースに合わせて、心身ともに健やかな成長をサポートします。3歳以上のクラスでは、異年齢保育を実施し、年齢に関わらずお互いに学び合う機会を提供。年上のお友だちが年下のお友だちを思いやり、年下のお友だちが年上のお友だちを見習うことで、自然な形で社会性やコミュニケーション能力を育てていきます。 また、森のまちはやて保育園では、0歳児から自己決定できる環境を整え、子どもたちが自分で選び、考え、行動する力を育てることを大切にしています。自分で決めることで、自信を持ち、主体性が育まれます。 園の周りは自然豊かな公園が多く、徒歩圏内には子どもたちが安全に遊べる場所がたくさんあります。毎日の散歩や外遊びを通して、四季折々の自然を感じながら、体を使った遊びや発見ができます。 南流山駅から徒歩13分の立地で、通いやすさも抜群。お子さまの成長を見守るとともに、保護者の皆さまにも安心していただける保育園です。どうぞ、森のまちはやて保育園でお子さまと一緒に楽しい時間を過ごしましょう。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
絵本を通じた豊かな保育実践と家庭支援を展開している
園内には200～300冊の絵本を所蔵し、玄関や各クラスに配置することで、子どもたちがいつでも読みたい絵本を手にとれる環境を整えている。玄関の絵本コーナーでは、クラスカラー別の貸出カードと職員おすすめの絵本を設置し、1・2階の階段踊り場には、クッション付きの読書スペースを設けるなど、きめ細やかな配慮がなされている。 毎月の新規購入により蔵書を充実させ、子どもたちの興味・関心を広げている。子どもたちは自由に本を選び、自分で読んだり保育士に読んでもらったりすることで、語彙力を高め、新たな発見を楽しんでいる。また、お昼寝前の絵本タイムは、心地よい午睡への導入としても効果的に機能している。 このような日常的な絵本との関わりは、発表会での劇遊びにも活かされている。子どもたちは親しんだ絵本を題材に物語を演じることで、想像力や空想力を豊かに育んでいる。 保護者に対しては、子どもが絵本のどの場面に興味を示したかなど、具体的な様子を丁寧に伝えている。これにより、家庭でも園から借りた絵本を通じて親子の会話や触れ合いが深まり、子どもとのコミュニケーションや愛着形成を促進する重要なツールとして機能している。
多様な支援形態で保護者に寄り添う子育て支援を展開している
保護者からの「夕方の安全な親子遊び場がほしい」というニーズに応え、園の空き室を整備して「森の家」を開設している。平日15時30分から17時30分まで開放し、インスタグラムで開催日を告知するなど、利用しやすい環境づくりに努めている。 「森の家」では、子育て支援員が見守る中、保護者同士の情報交換や育児相談が行われ、定期的な触れ合い遊びの育児講座も実施している。また、連絡帳のない幼児クラスでは、ドキュメンテーション（写真付きの活動記録）を掲示することで、日々の保育の様子を保護者と共有している。 さらに、年1回の保護者保育体験を通じて、他の子どもたちと楽しく過ごす我が子の様子を見ることで安心感を得られ、子育ての喜びを実感する機会を提供している。また、絵本の貸出カードを卒園時に渡すことで、在園中の親子の思い出を形として残せるよう工夫している。 今後は、子育て支援員を中心に「森の家」を地域にも開放し、育児相談や育児講座を通じて地域の子育て支援の拠点となることを目指している。このように、園は保護者支援から地域支援まで、より広範な子育て支援の実現に向けて取り組んでいる。
子どもの主体性を尊重した選択型保育で、豊かな学びを育んでいる
5歳児クラスでは、子どもたちの「やりたい」気持ちを大切に、「からだであそぼう」「えいごであそぼう」「おとであそぼう」「いろであそぼう」「STEM」など、多彩な活動を展開している。各活動は専門性を持つ保育士が担当し、子どもたちは自分の興味に応じて活動を選択できる環境を整えている。 この選択の自由は活動内容だけでなく、場所や遊び方にも及んでいる。保育士同士が連携を図り、散歩に行くか室内遊びを選ぶかなど、子ども一人ひとりの思いに寄り添った柔軟な対応を実践している。各クラスでは、手の届きやすい位置に玩具を配置し、子どもが自主的に遊びを選択できるよう工夫している。 特に3～5歳児クラスでは、クレヨン・のり・マーカーを個人持ちとすることで、創作意欲が湧いた時にすぐに活動できる環境を整備している。さらに5歳児クラスでは、タブレット端末でのプログラミング体験やカラフルなクレパスによる色彩感覚の育成など、より発展的な活動も取り入れている。 これらの環境整備により、子どもたちは自分で考え、選択し、主体的に活動する力を培っている。さまざまな選択肢の中から自分の興味に従って活動を選ぶことで、自己決定力が育まれ、より深い学びにつながっている。

食育活動を通じて、子どもの主体性と食事の楽しさを育んでいる

近隣の借用畑での野菜作りでは、栽培する作物を子どもたちと話し合って決定している。今年度は子どもたちの希望でスイカを栽培し、丹精込めて育て上げた。収穫したスイカをみんなで味わうことで、野菜を育てる喜びと収穫の満足感を体験している。

園内でも食育活動を積極的に展開している。トマトやなす、きゅうりなどを育て、種まきから開花、結実までの生育過程を観察し、日々の水やりを通じて生命の成長を実感している。さらに、クッキング活動では、自分たちで調理した食べ物を味わう楽しさを体験し、食への関心を深めている。給食時間では、子どもたちの主体性を重視している。食事量の見本を参考に、自分で食べられる量を保育士に伝えて配膳してもらえるようにしたり、一緒に食事をしたい友だちと隣り合って座れるよう席の選択を可能にしたりするなど、楽しい食事の場となるよう工夫している。

特筆すべきは、食物アレルギーのある子どもへの配慮である。通常は別席での食事が必要な場合でも、「なかよし給食」の日を設けて、みんなで同じテーブルを囲める機会を創出している。このように、食育活動を通じて、子どもたちの主体性を育みながら、共に食べる喜びや楽しさを大切にした保育を実践している。

さらに取り組みが望まれるところ

ヒヤリハット事例の組織的な活用があり、全職員での情報共有と要因分析を通じて、具体的な防止策を検討・実施しているが、客観的なリスク評価と優先順位付けの仕組みの確立の検討に期待したい

当園では、安全管理体制の基盤として、事故発生時の詳細な対応マニュアルを整備し、職員への定期的な研修を実施している。日常的な安全管理においては、毎週の危機管理チェックによる施設・遊具の点検を徹底し、事故の未然防止に努めている。
突出した試みとして、ヒヤリハット事例の組織的な活用があり、全職員での情報共有と要因分析を通じて、具体的な防止策を検討・実施している。また、子どもたち自身の安全意識を育むための安全教育も計画的に実施しており、施設全体で安全文化の醸成を図っている。
災害対策においては、地震・津波・火災等を想定した対応マニュアルを整備し、毎月の避難訓練実施や地域との連携強化に取り組んでいる。さらに、防災備品の管理や安否確認方法、事業継続計画（BCP）の策定など、非常時に備えた体制づくりも進めている。
今後の課題として、ヒヤリハット事例における客観的なリスク評価と優先順位付けの仕組みの確立が望まれる。また、BCPについては、実践的なシミュレーション訓練の実施を通じて、職員の理解度を深め、実効性の高い事業継続体制の構築が期待される。これらの取組により、さらなる安全性の向上と非常時対応力の強化が図られることが期待できる。

当園では理念の実現と保育の質の向上を目指し、組織的な人材育成に取り組んでいる。今後も継続に期待している

当園では理念の実現と保育の質の向上を目指し、組織的な人材育成に取り組んでいる。特に、園長や主任が率先して外部研修に参加し、最新の保育技術や指導法を学び、それらを職員と共有することで、チーム全体の成長を促進している。また、グループ園の園長による定例会議を通じて、人事方針の策定や評価基準の見直しを行い、計画的な人事運営を実現している。
職員育成においてはキャリアアップ研修を積極的に導入し、専門性の向上を支援している。年度当初には全体の育成目標を設定した上で、個々の職員に必要な研修を提供し、座学とOJTを効果的に組み合わせた研修方法を採用している。特に、子どもの主体性に着目した外部研修に重点を置き、実践的な知識の習得を促している。
突出した試みとして、定期的な「1on1」面談の実施が行われている。この面談では、子どもの権利擁護に関する意識の確認や、現場での実践状況の振り返りを行い、具体的な改善策を見出している。さらに、特別な配慮を必要とする子どもへの支援においては、大学付属支援学校との連携や発達支援施設での研修を通じて、専門的な知識と支援技術の向上を図っている。

（評価を受けて、受審事業者の取り組み）

子どもの主体性を育む保育の取り組みを広く地域や保護者に知っていただき、保育の質の向上を続けていく。安全性の向上と非常時対応の強化を図り、信頼される運営に努めていく。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目		中項目	小項目	項目	標準項目	
					■実施数	□未実施数
Ⅰ	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
Ⅱ	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
			利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
				利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0
			提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
			子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
			食育の推進	29 食育の推進に努めている。	5	0
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0
			事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0
			災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0
		6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0
計					136	0

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目		標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
(評価コメント) 保育園では、理念や基本方針を具現化するための取り組みとして、詳細なマニュアルを整備し、職員全体で共有することで、一貫性のある保育サービスの提供を目指している。特に、マニュアルには理念に基づいた保育方針や具体的な業務手順が明確に記載されており、職員間での認識の統一が図られている。これにより、保育現場での判断基準が明確となり、安定したサービス提供につながっている。 さらに、定期的なカンファレンスを通じて、職員同士が保育実践について活発な意見交換を行い、日々の保育における課題や改善点について建設的な議論を重ねている。この過程で、現場レベルでの創意工夫が生まれ、保育の質的向上への取組が行われている。 このように、マニュアルの整備による基準の明確化と、カンファレンスを通じた実践的な改善活動の両輪により、理念や基本方針の実現に向けた組織的な取組が行われている。		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
(評価コメント) 職員への理念・基本方針の周知と理解促進において、具体的な実践方法を示したマニュアルを作成し、全職員に配布することで、日々の保育における理念の具現化を図っている。 作成されたマニュアルは定期的な見直しが行われ、常に最新の状態で更新されることで、理念や基本方針に基づく保育実践の指針として活用されている。これにより、職員は具体的な行動レベルで理念や方針を理解することができている。 さらに、定期的なカンファレンスの場では、実際の保育現場での具体的な事例を基に、理念や方針がどのように実践されているかを職員間で共有・検討している。この取組を通じて、理念や方針の実践的な理解が深まり、現場での一貫性のある保育実践につながっている。 このように、マニュアルによる具体的な指針の提示と、カンファレンスを通じた実践的な理解の促進という両面からの実践により、理念や基本方針の効果的な周知と理解が図られ、職員の行動規範として機能している。		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
(評価コメント) 当園は理念や基本方針を利用者や家族に積極的に周知する取組を展開しており、単なる情報提供にとどまらない、丁寧かつ双方向的な実践が高く評価できる。入園前と年度末に開催される保育内容説明会は、その代表的な取組として注目に値する。 具体的には、説明会において園の理念や基本方針を踏まえた保育実践の詳細を分かりやすく説明している。単に理念を伝えるだけでなく、具体的な保育活動や年間計画を紹介し、保護者が園の取組を具体的にイメージできるような工夫されている。これにより、保護者の理解を深め、園の方針に対する共感と信頼を醸成している。 さらに、説明会では保護者からの意見や質問を積極的に受け付け、双方向のコミュニケーションを重視しており、これは単なる情報伝達を超えて、保護者を園の保育活動のパートナーとして位置づけ、家庭と園の連携を深める重要な取組としている。利用者の視点に立った丁寧な周知方法は、サービスの透明性と信頼性を高めることに大きく寄与している。 これらの取組により、当事業所は理念や基本方針を利用者や家族に実質的に伝え、理解を促進している。今後も、さらなる工夫と改善を通じて、利用者との絆を深める取組を継続することを期待している。		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■運営の透明性の確保に取り組んでいる。
(評価コメント) 保育事業計画の実現に向けて、具体的な目標と達成基準を明確に示した企画書を作成し、職員間で共有している。 各目標に対して具体的な行動計画が策定され、それぞれの実施手順や担当者が明確に定められている。これにより、職員全員が共通認識のもとで計画的に業務を遂行している。定期的な振り返りと評価を通じて、計画の進捗状況や課題を確認し、具体的な改善点を抽出している。この過程で明らかになった課題は、次期の行動計画に反映され、より効果的な取組へと発展させている。 このように、PDCAサイクルを効果的に機能させることで、保育事業計画の着実な実行と継続的な改善が図られ、重要課題の解決に向けた組織的な取組が行われている。		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
(評価コメント) 重要な課題や方針の決定プロセスにおいて、定期的な職員会議を通じて全職員が参画できる体制を整備し、組織的な意思決定を行っている。 会議の実施にあたっては、事前に議題を共有することで、職員が十分な準備のもと建設的な意見を出せるよう工夫されている。また、リーダー職員が各職員の意見を丁寧に集約し、最終的な方針決定に反映させている。 決定された内容は文書化され、全職員に確実に周知されるとともに、subsequent(その後の)会議では進捗状況や課題について振り返りが行われている。この継続的なフォローアップにより、決定事項の実効性が高められている。 このように、職員参画型の意思決定プロセスと、確実な実施・評価の仕組みが機能することで、組織として継続的な改善が図られている。		

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント) 園長や主任は、保育の質向上と職員の育成に向けて、自らが率先して外部研修に参加し、最新の保育技術や指導法の習得に努めている。 研修で得られた知識やスキルは、定期的な共有の場を設けて職員全体に伝達されており、この過程を通じて組織全体の専門性向上が図られている。また、管理職のリーダーシップのもと、新たな知見を現場の課題解決に活かす具体的な取組が実践されている。 さらに、管理職は職員の成長を支援する立場として、外部研修への参加を奨励し、継続的な学びの機会を提供することで、職員一人一人の専門性向上を図っている。 このように、管理職自身の積極的な学びと、その成果を組織全体で共有・実践する仕組みづくりを通じて、リーダーシップが適切に発揮され、保育の質向上に向けた組織的な取組を実施している。		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) 当園は、法令遵守と倫理意識の醸成に積極的に取り組んでいる。日々の昼礼において、法令や倫理に関する重要事項を定期的に議論し、職員の意識向上に努めている点は評価できる。 特に「人権擁護のためのセルフチェック」の導入は、各職員が自身の行動を主体的に振り返る機会となっており、人権意識の向上に有効な手法といえる。セルフチェックを通じて問題点や改善点を組織的に共有し、実践的な対策を検討していることは、組織の質的向上に寄与している。 今後は、セルフチェックの内容を定期的に更新し、最新の法令や社会的要請に対応できるシステムづくりが求められる。また、チェック結果の分析と、具体的な改善策の立案・実施までのPDCAサイクルの確立が期待される。 法令遵守と倫理意識の向上は、福祉サービスの根幹を成すものであり、当保育園の取組は、単なる形式的な周知にとどまらず、職員の主体的な学びと実践を促す先進的な取組として評価できる。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 法人では、グループ園の園長による定例会議を開催し、人事方針の策定や評価基準の共有を組織的に行っている。これにより、各園の現場状況を反映した実効性のある人事運営体制を構築している。 評価基準の客観性を担保するための取組として、定期的な評価方法のフィードバックと基準の見直しを実施して、公平性と透明性を確保している。 さらに、園長会議では個々の職員のスキルや成長度合いを丁寧に把握し、それぞれの職員に適したキャリアパスの提案や研修計画の調整を行っている。この取組は、単なる評価に留まらず、職員の育成・能力開発に直接つながる重要な機能を果たしている。 このような重層的な人事評価・育成システムの運用により、職員のモチベーション向上と組織の一体感醸成が図られている。今後も継続的な取組を通じて、さらなる組織力の向上を期待している。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
(評価コメント) 当園は、職員の就業環境改善に向けて、積極的かつ組織的なアプローチを展開している。「1on1」という面談手法を導入し、職員の声を直接的かつ丁寧に把握する姿勢は、人材育成と職場環境の質的向上への強い意志を示している。 定期的な個別面談を通じて、職員の悩みや改善提案を系統的に収集し、幹部職員間で共有する仕組みは、組織的な課題解決の観点から高く評価できる。特に、福利厚生に関する具体的なニーズを丁寧に聴取し、それを実際の改善策に反映させる取組は、職員の満足度向上に直結している。 しかし、今後さらなる改善が期待される点として、収集した意見の匿名性の担保と、フィードバックの透明性確保が挙げられます。職員が率直な意見を述べやすい環境づくりと、改善プロセスの可視化が求められる。 当事業所の「1on1」を活用した職員支援アプローチは、職場環境改善の先駆的モデルとして高く評価できる。今後も継続的に職員の声に耳を傾け、組織的な成長と個々の職員の働きがいとを両立させる取組に期待したい。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 当園の職員教育・研修への取組は、福祉サービスの質的向上を目指す明確な戦略に基づいており、組織的かつ体系的な方法として高く評価できる。年度当初に設定される育成目標と、それに連動した個別の研修計画は、職員の専門性向上への基本方針を示している。 特に注目すべきは、子どもの主体性に焦点を当てた外部研修への積極的な参加と、座学とOJTを融合させた実践的な研修としている。これは、単なる知識の習得にとどまらず、実際の現場で活かせる実践的なスキル開発を可能にしており、福祉サービスの質的向上に寄与している。 一方で、今後さらなる改善が期待される点として、研修計画の個別性と長期的なキャリアアップ戦略の明確化が挙げられる。職員一人一人の経験、能力、将来への意向をより厳密に反映した、よりきめ細かな育成計画の策定が求められる。		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	■子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 保育所における子どもの権利擁護は、保育の根幹を成す重要な要素であり、当園では子ども一人ひとりの人格を尊重し、適切な保育環境を提供するため、職員との定期的な個別面談「1on1」を実施している。 この面談では、現場での実践状況や課題について率直な意見交換を行い、職員が日々の保育における子どもの権利擁護の実践を振り返る機会としている。また、具体的な事例を基に、個別対応の工夫や改善策を共に考えることで、職員の意識向上と実践力の強化を図っている。 特筆すべきは、この取組が単なる面談に留まらず、職員自身が主体的に子どもの権利擁護について考え、実践改善につなげる機会となっている。個々の職員の気づきや提案を組織全体で共有することで、保育の質の向上に繋げている。 今後は、これらの面談で得られた知見を体系化し、園全体の保育方針や実践にさらに反映させていくことが期待される。継続的な取組により、子どもの権利擁護に関する職員の意識と実践力が一層高まることが期待される。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 個人情報保護法の全面施行以降、保育所における個人情報の適切な管理と運用は最重要課題の一つとなっている。当園では、個人情報保護に関する規定を明確化し、その周知徹底に向けて積極的な取組を展開している。 具体的な取組として、エントランスに重要事項説明書を常時設置し、個人情報保護に関する内容を誰もが確認できる環境を整備している。また、新入職員や関係者に対する定期的な説明会を実施することで、個人情報保護に対する意識の向上と理解の深化を図っている。 特筆すべき点は、規定内容の変更や更新に際して、エントランスの掲示を迅速に更新し、最新情報を常に提供できる体制を確立している。 今後は、デジタル化への対応として、オンラインでの情報アクセスや確認システムの導入を検討しており、より利便性の高い情報提供体制の構築を目指している。このような継続的な改善への取り組みは、個人情報保護の実効性をさらに高めることが期待される。		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 当保育園では、利用者である保護者の満足度向上を目指し、定期的なアンケート実施や懇談会、個別面談を通して、利用者の多様な意見や要望を丁寧に収集し、現状の課題把握に努めている。この取組は、保護者の声が職員間で共有され、サービス改善の出発点となる貴重な情報源と位置けている。 定期的な実施される保護者アンケートにより、サービスに対する具体的な意見や改善要望を把握している。また、懇談会では対話を深めることで、サービス提供側が利用者のニーズを正確に掴むとともに、個別面談を通じて各家庭特有の状況や抱える課題に対して柔軟な対応が行われている。これにより、保護者の満足度向上と安全・安心のサービス提供に向けた組織全体の改革が進んでいる。 一方で、今後さらなるサービス向上を図るためには、収集したアンケート結果や懇談会で得られた意見を、迅速かつ具体的な改善策へと反映させる仕組みが求められる。例えば、定期的な職員会議を通じた調査結果の分析や、改善策の実施状況の記録、フィードバックの共有などを組織的に進めることで、さらなる利用者満足度の向上が期待される。 総じて、保護者の意見を基にしたアンケート、懇談会、個別面談といった対話の場を積極的に活用する姿勢は、利用者満足度向上に向けた取組として評価できる。今後は、収集した意見を基にした改善策を迅速に実施する体制を強化し、保護者と連携したサービス改善を一層推進していくことが期待される。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 当園における苦情解決の仕組みとして、主任を窓口担当者として配置し、利用者からの意見や要望に対して迅速な初期対応を行う体制を整えている。 苦情受付後は、主任が中心となって問題の内容を正確に把握し、解決に向けた方向性を示すとともに、必要に応じて園長が直接関与することで、組織的な解決を図る仕組みを構築している。 特に重要な案件や解決が困難なケースについては、第三者委員会を設置して客観的な立場からの検討を行うことで、苦情解決の透明性と公平性を確保している。 今後は、これらの対応手順をマニュアル化して職員全体で共有し、より効果的な苦情解決システムの確立を目指すことが期待される。このような取組を通じて、利用者との信頼関係をさらに深め、保育サービスの質の向上につなげていくことが望まれる。		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 保育の質の向上に向けて、年2回の定期的な自己評価を実施し、PDCAサイクルに基づいた組織的な改善活動を展開している。 自己評価においては、職員全員が参加して教育・保育実践の振り返りを行い、各分野における現状把握と課題の明確化を図っている。また、保護者アンケートを併用することで、多角的な視点から評価している。 評価結果から抽出された課題に対しては、具体的な改善策を立案し、次の自己評価までの期間で実践することで、継続的な質の向上に取り組んでいる。 今後は、自己評価結果のフィードバックを職員間でより効果的に共有し、全職員が一体となって改善活動に取り組める体制を強化することが期待される。このような取組を通じて、さらなる保育の質の向上が図られることが望まれる。		

16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 当保育所では、保育理念や方針に基づいた標準的な実施方法として、保育マニュアルと業務マニュアルを整備している。これらのマニュアルには、基本的な保育技術だけでなく、子どもの発達段階に応じた保育者の関わり方や配慮事項、ブライバシーへの配慮、さらに施設固有の業務手順まで幅広く網羅されており、職員が共通認識のもと、一貫した質の高い保育を提供できる体制を整えている。 特に、マニュアルの改善・更新においては、職員の主体的な参画を重視している。日常の保育実践の中で気づいた改善点や課題について、職員同士が意見を出し合い検討する場を定期的に設けており、現場の実態に即した実践的な内容となるよう努めている。また、新人育成の場面では、これらのマニュアルを効果的に活用し、基本的な保育の質の確保に努めている。 今後は、マニュアルのデジタル化を進め、より迅速な更新と効率的な運用を目指している。これにより、保育現場のニーズにより柔軟に対応し、子ども一人一人の状況に応じた個別的な保育の実践と、標準的な保育の質の確保の両立を図ることが期待されます。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 法人のホームページでは、子どもたちの楽しそうな様子とともに、理念・基本方針・運営方針・児童像・職員像などを掲載し、施設案内図も確認できるようになっている。また、重要事項説明書も掲載されており、入園にあたっての実費や各年齢に対する保育内容を事前に確認することができる。 園見学は電話で受け付けており、火曜日・木曜日の10:00～11:00を基本としているが、利用希望者の都合に応じて柔軟に対応している。見学時は園長・主任が対応し、保護者が安心して利用を検討できるよう、質疑応答をしながら子どもたちの活動の様子を見学してもらっている。 見学者からの「夏の様子も知りたい」という意見を受け、玄関に年間の保育活動を紹介する冊子を設置。これにより、見学者だけでなく在園児の保護者も園での活動を随時確認できるようになり、見学者のフィードバックを活かした情報提供の充実を図っている。		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入園に向けた手続きは、2月中旬の行政からの内定通知後、段階的に丁寧に進められている。まず保護者に電話連絡を行い、書類一式の受け取り日程を調整し、その際に入園面接の日程も決定している。 新入園児面接では、園長・主任が個別に対応し、入園のしおりに基づいて教育及び保育の内容を詳しく説明している。その上で、重要事項説明書の同意書や個人情報使用同意書への署名を得ている。 慣れ保育については、保護者の復職日を考慮しながら、子どもの状態に応じて段階的に保育時間を延ばしていく計画を説明し、保護者と共有している。 面接時の保護者からの意見や要望は面接表に記録し、昼礼で職員間の情報共有を図っている。また、子どもに関する詳細情報は、事務室の施錠された書庫で適切に管理され、必要時に職員が閲覧できる体制が整えられている。		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 職員一人ひとりに法人作成の保育マニュアルが配布され、日々の保育において理念や保育方針を確認できる体制が整えられている。マニュアルには保育の具体的な解説や心構えが分かりやすく記載されており、実践の振り返りにも活用されている。 法人で作成された全体的な計画は、年度初めの職員会議で共有・確認を行っている。この計画は、理念である「生きる力を育む・自分自身の力で未来を創造する子どもたちを育む」を軸に構成されており、子どもの「やりたい」気持ちを大切にする姿勢が示されている。 また、計画には各年齢の発達過程や保育所保育指針に定められたねらい、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が盛り込まれている。さらに、園の特色である「絵本」に関する取り組みについても明確に位置付けられ、保育の全体像を体系的に示したものとなっている。		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 全体的な計画に基づき、各クラスで年間指導計画を作成している。3～5歳児クラスではクラス単位での保育日誌を用いて実践の振り返りを行い、それを次月の月案や週案に反映させている。0～2歳児及び配慮を必要とする子どもについては、個別の保育日誌に子どもの姿を丁寧に記録し、個別の月間指導計画を立案することで、一人ひとりの成長に即した保育を展開している。 保育の質の向上を目指し、各クラスでは非常勤職員も交えたクラスカンファレンスを実施。さらに、全職員参加による「ステップアップ会議」を定期的に開催し、クラスの状況や個別の支援方法について協議・見直しを行っている。 また、日々の保育の中で緊急な課題が生じた際には、毎日実施している昼礼で即座に検討・対応し、全ての子どもが安心して成長できる環境づくりに努めている。		

21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 子どもの主体性を尊重し、全ての年齢において少人数での保育を実践することで、一人ひとりの興味や関心に応じた活動を可能にし、自己表現力や自己決定力を育んでいる。 0～2歳児クラスでは、散歩や制作活動においても少人数制を採用している。特に散歩では、外出したい子どもの意思を尊重し、複数回に分けて実施することもある。制作活動では一斉活動を避け、やりたい子どもが集まった際に保育士が付き添い、丁寧な援助を行っている。 5歳児クラスでは、「おとであそぼう」「えいごであそぼう」「からだであそぼう」「いろであそぼう」など、多様な活動を月1・2回提供している。これらの活動は、専門性を持つ保育士が担当し、5歳児室やホールで実施。子どもたちは興味のある活動を自ら選択し参加することができ、主体的な思考や試行錯誤の機会となっている。		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
(評価コメント) 自然との触れ合いを大切にし、春と秋には近隣公園への遠足を実施している。天候の良い日には少人数での公園散歩を行い、昆虫探しや落ち葉・木の実拾いなど、季節の自然に親しむ機会を設けている。また、異年齢児が手をつないで散歩に出かけることで、子ども同士の関わりも深めている。 園内では、屋上テラスや玄関わきのプランターを活用した野菜の栽培や、チューリップの球根の植え付けを行っている。子どもたちは自分の植えた球根に名前を付け、開花を楽しみに世話をするなど、生育過程を通して四季の変化を体感している。 地域や他園との交流も積極的に行っており、クリスマス会では近隣の事業者がサンタクロース役を務めている。また、法人内の他園との交流では、5歳児がクッキング活動に参加したり、夏祭り用の和太鼓を借用したりするなど、様々な連携を図っている。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント) 子どもたちの主体的な問題解決力と協調性を育むため、必要以上の大人の介入を控えた「見守る保育」を実践している。 発達過程で生じる子ども同士のトラブルについては、予防的な取り組みとして、十分な玩具の数の確保や適切な職員配置などの環境整備を行っている。トラブルが発生した際には、保育者は子どもの気持ちや代弁し、相互理解を促している。また、怪我などが生じた場合は、保護者に状況を詳しく説明し、適切な対応を行っている。 子どもの自己調整力を育むため、落ち着いた場所で「どうしたい?」「どうすれば良かったのかな?」などと問いかけ、自ら解決方法を考え、気持ちの折り合いをつけられるよう支援している。 また、遊びを見つけれない子どもに対しては、他児との関わりのきっかけづくりを工夫し、自然な形でコミュニケーションが図れる場面を設定することで、協調性や思いやりの心を育んでいる。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント) 特別な配慮を必要とする子どもへの支援の充実を図るため、筑波大学附属特別支援学校との連携を行っている。同校への視察を通じて最新の支援方法や専門的知識を学び、実践に活かしている。 支援にあたっては、一人ひとりの発達状況や特性に応じた個別の指導計画を作成し、同年齢のクラスに在籍させながら、きめ細かな教育及び保育を実施している。また、家庭との密接な連携を図り、子どもの状況に応じた必要な支援を行っている。 支援の質を確保するため、クラス内でのカンファレンスや全職員参加の「ステップアップ会議」を通じて、支援方法の共有と統一を図っている。 園長は、今後さらに地域の専門機関との連携を深め、より包括的な支援体制の構築を目指している。		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
(評価コメント) 延長保育時の子どもの安全と快適さを確保するため、時間帯に応じた適切な職員配置と保育環境の整備を行っている。 夕方の保育体制は年齢に配慮して段階的に設定しており、0歳児は自身の保育室で、1・2歳児は1歳児クラスで合同保育を行っている。3～5歳児は別室での合同保育とし、18時から全クラスが1歳児室に集まる形態をとっている。合同保育時には、クッションを配置するなど、くつろげるスペースを確保し、ゆったりと過ごせる環境を整えている。 長時間にわたる保育への配慮として、18時15分からの補食提供を行い、子どもたちが安心感と満足感を持って過ごせるようにしている。 保護者への連絡体制も充実させており、日中の様子や伝達事項は引継ぎ簿に記録し、確実な情報共有を図っている。特にバス通園児については、年齢に関わらず連絡帳を活用し、きめ細かな情報提供を行っている。		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
(評価コメント) 地域の会議に積極的に参加し、地域の課題や支援体制について情報共有を行うとともに、幼児教育支援センターとの連携強化により、専門的な助言を得て保育の質の向上を図っている。また、5歳児室前の廊下に幼児教育支援センターだよりを掲示し、保護者へ有益な情報を提供している。 保護者参加型の保育活動として、年度末に「一日先生」と題した保育参加を実施している。低年齢児クラスでは、子どもが保護者から離れたがらない様子も自然な発達過程として受け止めている。年齢が上がるにつれ、「〇〇ちゃんのお母さん、本読んで」などと他児との関わりも生まれ、保護者が子ども同士の関係性を観察できる機会となっている。 全保護者を対象とした次年度の保育内容説明会では、理念・保育方針の再確認を行っている。今後は第三者委員の役割についても周知を図り、さらなる運営の透明性確保が期待される。また、年長児の保護者には、小学校への児童要録送付について説明を行っている。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) 子どもの健康管理は、朝の受け入れ時から丁寧に行われており、職員は健康状態を引継ぎ表に記録し、特記事項は昼礼で全職員に報告・共有している。 日常の健康教育では、「手洗いの歌」を活用した手洗い指導や、保育士が付き添って行う歯磨き・うがいの指導など、年齢に応じた援助を行っている。また、着替えの際のプライバシーへの配慮として、上着と下着を別々に着替える習慣づけや、4・5歳児のプール活動・内科健診時には男女別の着替え室を使用するなどの配慮を行っている。 職員の安全管理能力向上のため、非常勤職員を含む全職員に対して嘔吐処理の動画研修を実施している。さらに、アドレナリン自己注射やAEDの使用については、救命救急講習修了者が講師となって職員研修を行っている。 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防については、新入園時面談で保護者に説明するとともに、園では0・1歳児は5分ごと、2歳児以上は10分ごとに、顔色・胸の動き・睡眠姿勢を確認し、電子アプリに記録している。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 感染症や疾病への対応については、ガイドラインやマニュアルを整備し、定期的な職員研修を実施することで、全職員が適切な対応方法を熟知できる体制を整えている。 子どもの健康管理体制として、入園前の病歴・既往歴を一覧表にまとめ各クラスに設置し、全職員で情報を共有している。子どもの体調急変時には、保護者への迅速な連絡と嘱託医との連携により、適切な対応を行っている。 感染症発生時の情報共有については、玄関の掲示板上にクラス別の罹患患者数を記載するとともに、感染拡大の兆候が見られた際には、アプリを活用して保護者への迅速な情報提供を行い、蔓延防止に努めている。 与薬に関しては、慢性疾患等で必要な場合、マニュアルに基づいた確認手順を経て薬を預かり、所定の場所で適切に保管し、担任が確実に服用させる体制を整えている。また、主任が医務室の整備と薬品管理を担当し、安全・安心な保健衛生環境の維持に努めている。		
29	食育の推進に努めている。	■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント) 楽しい食事の環境づくりとして、0歳児を除く全クラスで、子どもたちが好きな友だちの隣に座って食事ができるようにしている。また、規定量を基本としながらも、一人ひとりの食事量に配慮した配膳を行い、完食による満足感が得られるよう工夫している。 食物アレルギーへの対応として、月2回「なかよし給食の日」を設け、アレルギー児も含めた全園児が同じ食材と一緒に食事を楽しめる機会を作っている。また、廊下に掲示した日本地図で、提供される郷土料理の地域を示し、食文化への関心を育んでいる。 食育活動として、餅つきや鏡餅作り、3歳児以上のクッキング活動(クッキー、クリスマスケーキのトッピング、ピザ、おにぎり作りなど)を通して、調理する楽しさや食事を作ってくれる人への感謝の気持ちを育んでいる。 野菜栽培活動では、園内の屋上や玄関先のプランターでトマトやきゅうり、ナスなどを育て、5歳児は近隣の畑でスイカ栽培も体験している。植物の生長を観察することで、生命の不思議さを学ぶ機会としている。 特別な配慮が必要な子どもへの対応として、食物アレルギー児への配膳は法人のマニュアルに基づいて適切に行い、要配慮児には個別対応の食事を提供している。また、体調不良時には牛乳を控えるなど、一人ひとりの健康状態に応じた柔軟な対応を行っている。		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント) 安全で清潔な保育環境を維持するため、定期的な清掃と衛生チェックを実施している。さらに、子どもと職員が快適に過ごせる環境づくりを目指し、安全衛生委員会プロジェクトチーム(PT)を設置している。 職員の衛生管理意識向上のため、定期的な研修を実施するとともに、実践的なマニュアルを整備し、状況に応じて継続的な改善を行っている。 感染症予防対策として、子どもたちへの食後・トイレ使用後の手洗い指導を徹底している。また、感染症発生時には玩具の消毒を含む環境整備を適切に実施している。 基本的な生活習慣の確立については、一人ひとりの発達段階に応じた支援を行い、その内容を保護者と共有しながら進めている。園では今後、職員間の情報共有をさらに強化し、衛生管理体制の向上を図る計画を立てている。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント) 事故対応マニュアルを整備し、定期的な職員研修を実施している。事故防止に向けては、危機管理チェック簿を用いて施設内設備や玩具等の週次点検を行い、修繕が必要な箇所については迅速に対処している。 職員から提出されたヒヤリハット報告は、園長・副主任・主任・乳幼児リーダーで検証・分析を行い、職員会議で共有することで事故の未然防止に努めている。 安全衛生委員会PTでは、お散歩マップの見直し、嘔吐処理用品の確認、避難訓練の計画立案および実施を担当している。 子どもたちへの安全教育も充実しており、毎月の避難訓練では「お・か・し・も・ひ」を用いて安全な避難方法を指導している。また、散歩の機会を活用して、道路の正しい歩き方や横断歩道の渡り方など、交通安全指導も実践的に行っている。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント) 地震・津波・火災に備えたマニュアルを整備し、職員間で定期的な研修を実施している。災害時に備え、各クラスの避難リュックには保護者の緊急連絡先一覧表を常備している。 年1回の災害時引き渡し訓練では、災害用伝言ダイヤル(web171)の使用方法や災害伝言板の配信について保護者に周知し、実際の録音確認も行っている。 副主任を含む数名の職員は救命救急講習を受講し、流山市消防署より優秀賞を受賞。その経験を活かし、全職員への研修を行うことで災害時への備えを強化している。また、自治会主催の避難訓練にも職員が積極的に参加し、地域との相互協力体制を築いている。 災害に備えた保存食等の備蓄品や防災頭巾を整備し、避難時の安否確認方法や事業継続の手順もマニュアル化している。園長は、今後の災害時における職員間の情報伝達や保護者対応がよりスムーズに行えるよう、訓練と研修の一層の充実を図ることを検討している。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント) 短時間保育利用の保護者からの要望を地域ニーズとして捉え、園内の空き室を活用した「森の家」を開設し、保護者同士の交流の場を提供している。この「森の家」では、子育て支援委員会主催による触れ合い遊びの講習会も開催している。 地域住民向けに、インスタグラムを通じて施設開放や体験保育の情報を発信しているが、開園間もないこともあり、現時点では申し込みがない状況です。今後は、園の特色を活かしたワークショップなど、地域の方々に向けた新たな企画を検討している。 子どもたちは現在、就職前の大学生アルバイトや同法人内の園児との交流を行っている。今後は、ボランティアや職場体験の受け入れを通じて、より幅広い世代との交流機会を創出することを目指している。		